

ふるさと納税制度による住民税の減収分について普通交付税  
不交付団体への補填を求める意見書（案）

ふるさと納税制度（以下「本制度」という。）は、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた『ふるさと』に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」という問題提起から、数多くの議論や検討を経て「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設された。自治体の創意工夫によって本制度による税収を増やすことで、地域の課題解決や地場産業の活性化、被災地の復興支援などに寄与している。

しかしその一方で、住民税の減収に直面する自治体も存在し、特に普通交付税の「不交付団体」とされる自治体において、その影響は深刻である。「交付団体」には住民税の減収分のうち4分の3が補填されるのに対し、本市のような「不交付団体」には実質的な補填がないことから、行政サービスの低下につながりかねない状況となっている。

本制度による寄附により、市民税の減収額は年々拡大傾向にあり、令和5年度の一般会計決算総額が約240億7,300万円の本市において、約4億1,600万円の減収となっており、平成28年度以降の累計では8年間で約18億1,000万円に上る。

また、平成27年度の制度改正により、ワンストップ特例制度が設けられた。このことで、より多くの方が簡易に寄附ができるようになり、本市に対する寄附も増加しているものの、他自治体への寄附による減収に拍車がかかっており、これ以上の減収は到底看過できるものではない。

国におかれては、全ての自治体が一定水準の行政サービスを提供し続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じることを強く要望するものである。

記

- 1 本制度による住民税の減収分について、不交付団体を含む全ての地方自治体に対し、国庫負担により補填すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

愛知県長久手市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

総務大臣